

総務建設常任委員会会議録

[平成27年 1月27日開催]

南あわじ市議会

総務建設常任委員会会議録

日 時 平成27年 1月27日
午前10時00分 開会
午後 2時00分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	熊 田 司
委 員	長 船 吉 博
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	森 上 祐 治
委 員	北 村 利 夫
委 員	谷 口 博 文
議 長	廣 内 孝 次

欠席委員（1名）

委 員	中 村 三 千 雄
-----	-----------

事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美
書 記	斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
市 長 公 室 長	土 井 本 環

市長公室付部長(総合調整・新庁舎建設担当)	橋	本	浩	嗣
総務部長兼選挙管理委員会書記長	細	川	貴	弘
財務部長	神	代	充	広
健康福祉部長	馬	部	総	一郎
産業振興部長 (鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長)	興	津	良	祐
総務部次長兼総務課長	佃		信	夫
総務部防災課長	藤	本	和	宏
市長公室課長	北	川	真	由美
財務部財政課長	和	田	幸	三
財務部管財課長	富	永	文	博

II. 会議に付した事件

1. 付託案件	6
(1) 議案第2号 南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	20
(2) 議案第1号 平成26年度南あわじ市一般会計補正予算(第6号)	6
(3) 議案第6号 財産の譲与について(山添水田利用再編対策研修指導施設)	31
(4) 議案第7号 財産の譲与について(山添コミュニティセンター)	31
(5) 議案第8号 財産の譲与について(土井集落センター)	31
(6) 議案第9号 財産の譲与について(青少年研修センター)	31
(7) 議案第10号 財産の譲与について(モデルコミュニティセンター掃守会館)	31
(8) 議案第11号 財産の譲与について(松田集会所)	31
(9) 議案第12号 財産の譲与について(成相ふれあいセンター)	31
(10) 議案第13号 財産の譲与について(寺内コミュニティセンター)	31
(11) 議案第14号 財産の譲与について(入田集会所)	31
(12) 議案第15号 財産の譲与について(中八木コミュニティセンター)	31
(13) 議案第16号 財産の譲与について(八木文化創造館)	31
(14) 議案第17号 財産の譲与について(市コミュニティセンター)	31
(15) 議案第18号 財産の譲与について(富田集会所)	31
(16) 議案第19号 財産の譲与について(コミュニティセンター田中会館)	31
(17) 議案第20号 財産の譲与について(北阿万モデルコミュニティセンター伊賀野会館)	31
(18) 議案第21号 財産の譲与について(コミュニティセンター潮崎会館)	32
(19) 議案第22号 財産の譲与について(ユニティーやまもと会館)	32
(20) 議案第23号 財産の譲与について(コミュニティセンター吉野会館)	32
(21) 議案第24号 財産の譲与について(コミュニティセンター白崎会館)	32
(22) 議案第25号 財産の譲与について(来川コミュニティセンター)	32
(23) 議案第3号 南あわじ市地域集会施設条例の一部を改正する条例制定について	50
(24) 議案第39号 財産の譲与について(津井消防センター)	51
(25) 議案第40号 財産の譲与について(神代コミュニティ消防センター)	51
(26) 議案第41号 財産の譲与について(八木天野コミュニティ消防センター)	51
(27) 議案第42号 財産の譲与について(八木笑原コミュニティ消防センター)	51
(28) 議案第43号 財産の譲与について(市コミュニティ消防センター)	51

(29)	議案第44号	財産の譲与について（福良コミュニティ消防センター）	5 1
(30)	議案第45号	財産の譲与について（灘コミュニティ消防センター）	5 1
(31)	議案第46号	財産の譲与について（沼島コミュニティ消防センター）	5 1
(32)	議案第4号	南あわじ市コミュニティ消防センター条例を廃止する条例制定について	6 0
(33)	議案第50号	公の施設の指定管理者の指定について（新コミュニティセンター）	6 1
(34)	議案第51号	公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター潮美台会館）	6 2
(35)	議案第52号	公の施設の指定管理者の指定について（払川集落センター）	6 2
(36)	議案第53号	公の施設の指定管理者の指定について（かるも集会所）	6 3
(37)	議案第63号	公の施設の指定管理者の指定について（湊防災センター）	6 4

Ⅲ. 会議録

総務建設常任委員会

平成27年 1月27日（火）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 2時00分）

○原口育大委員長 おはようございます。

ただいまより、総務建設常任委員会を開催いたします。たくさんの付託案件がございますので、慎重に審議いただきまして、的確な質疑応答で議事進行していただけますように御協力お願いいたしまして、御挨拶いたします。

まず、執行部、御挨拶をお願いします。

副市長。

○副市長（川野四朗） おはようございます。

きょうは殊のほか、朝、何かあったかのような感じをいたしました。これは、まだまだ春の兆しではないんだらうと思うんですが、本当にあったかいなというような感じをいたしました。

議員の皆さん方には、きのう、臨時議会を招集させていただいて、指定管理等、財産の譲与の部分も含めてお願いをしてるわけでございますが、件数が非常に多うございます。また、議案が飛び飛びになるようなことも多いわけですし、こちらのほうも古い資料も引っ張り出しながら御答弁をさせていただいておるわけでございますので、不明確の点も何点かあるかもわかりませんが、ひとつよろしく御理解をいただきながら、御審議を賜りますようによろしくお願い申し上げたいと思います。

○原口育大委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから、第60回臨時会におきまして当委員会に付託されました議案についての審査を行います。

なお、本日は傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は、傍聴規則に準じて傍聴されるよう、お願いいたします。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議がありませんので、提案理由の説明は省略いたします。

1. 付託案件

(2) 議案第1号 平成26年度南あわじ市一般会計補正予算(第6号)

○原口育大委員長 説明員の入れかえの関係によりまして、審査の順序を変更して、まず、議案第1号、平成26年度南あわじ市一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 ちょっと基本的なことをお聞きしたいんですが、きのうも質疑で同僚議員が、この債務負担行為の五つの施設の指定管理料の件について質問されてました。積算の根拠とかいうことだったんですけども、私もほとんどのところは具体的にはようわからんのやけども、たまたま、亀岡荘というのは、私たちの町内会にありまして、亀岡荘はどんな形で日常的に運営されてるかようわかったんですけども、その指定管理料で、亀岡荘の場合は、年間89万9,000円ぐらい置いてもろうとということ、その内訳なんですよね。よう似たところでは、灘のいきがい創造センターは、10年間で400万円と、年間40万円ぐらいと。具体的にこの89万円、内容を見たらほとんど、亀岡荘の場合は人件費で賄われていると。灘の場合は、人件費というのは、光熱費とか、そういう人件費は2万円ぐらいでほとんどないと。この辺はどういう日常的に運営をされているんか、ちょっとその辺をお聞きしたいなと思います。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬部総一郎) 亀岡荘につきましては、先ほど委員のほうからも話がありましたように、基本的にはその人件費の分について支出をしているということでございます。シルバー人材センターに指定管理をしているわけですが、もともとその地域の高齢者の方がそういった管理をしていただいていたというふうには聞いてるんですが、それがその方に、シルバーに加入をしていただいで、それでシルバー人材センターのほうに指定管理をするというふうになったというふうには聞いてます。ここについては、人件費以外については、基本的には市が負担するというところでございます。

灘いきがい創造センターにつきましては、それも今、お話がありましたように、これについては人件費の部分も一部含んでおりますが、年間40万という金額の中で、維持管理経費、主には水道光熱費ということになりますけども、それらの支出をしていただいでいると。先ほどの亀岡荘については、一応、常時その管理の方がおられるわけですが、灘いきがい創造センターのほうについては、必要なときの開け閉めというようなことになって

おります。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 もう少し、部長、そこまで具体的に御存じかどうかわからへんけども、例えば亀岡荘、灘の場合はほとんど必要なときに開けると、ふだんは閉めとると、使うときだけ開けて云々やから、ほとんど人件費は要らないと思うのやけども。亀岡荘の場合だったら、シルバー人材センターから一応、派遣されるというか、そのメンバーが来てくれとるのやけど、あそこもそない常時おれへんと思うのやけどな。具体的にどんな勤務の形態になっとるんですかね。わかったらで。わからんかもわからんのやけども。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 実際に私も余り細かいところまではわからないんですが、聞いてますのは、一応は9時から5時までの常勤というようなことで聞いております。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 さっき部長もおっしゃってた、いわゆる予算の組み方なんですけど、一方ではほとんど人件費やと、亀岡荘の場合ね。光熱費やそなんは皆、市が負担するということで、灘の場合は予算を、40万の中から予算をちゃんと、ほとんどそれに使うとるんやね、需用費に。そういう形は状態として、何か問題はないのかな。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 問題は特にはないのかなというふうに思ってます。きのう、私も余り具体的なところまで知らなかったんですが、市長公室長のほうから説明をきのうしていただきました。灘のいきがい創造センターについては、建設するに至った背景がほかの施設とはちょっと違うと、灘の診療所で勤務されておりましたお医者さんが寄附をされるということに端を発してこの施設を建てたと、そのときの寄附を基金に積み立てて、今と利息が全然違いますので、その当時の考え方と今とは若干、変わってきてるとは思いますが、当時はその利息でもってそこの必要経費を賄うというような考え方で進めてきたというようなことでの違いであるというふうに思っております。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、部長から説明聞いて、一つの灘の施設にしたって、そういう設置された背景があると、私自身も、ほとんどのこの後ずっと財産の譲与される施設については、全くそういう経緯を知らん中で、これ、譲与した場合どうかというのを判断していかないかのやけどね。非常に難しい問題なんやけども。それぞれの施設については、譲与されるということに、これは指定管理やけども、後でまたちょっと質問させてもらうのやけども、実際譲与されることと指定管理とどない違うんかいなど。これはまた後の質問でさせてもらいたいんやけども、基本的に私もそういう問題意識をずっと持って、きのうも質疑を聞いておりました。きょうは、これはこの件で終わります。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 亀岡荘が89万9,000円、年間ということで、これは主には人件費と。84万円が人件費というふうに収支計画ではなってるんですよ。あと、5万9,000円というのはその他ということなんですけども、このその他というのはどんなものになるんですか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） シルバー人材センターの事務費分ということになっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、この施設はシルバー人材センターがこの施設を使って、何かの事業をするということかなと最初思うとったんですけども、どうもそうではなくて、これは阿万の上町になるのかな。阿万の上町の老人クラブ、老人会の方がそこを使ってレクリエーションをやったりとかいうことに主に使う、老人の拠点施設というような説明であったように思うんですけども、どうなんでしょうか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 上町に特定されているということではないとは思いますが。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、実質的な利用者はどんな方々を想定されてて、これまでの実績はどうなってるんですか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 実際にどこのどういう方が来られてるのかまでは承知はしていませんが、阿万一帯が主であるというふうに思っております。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ちょっと、住民なんでやね。蛭子委員がわかりやすいように、ちょっとでも。私、上町の住民として、利用度をずっと見てましたら、私も上町の住民になったのは十何年しかたってないんやけども、地元の住民はほとんど使っていないんですよ、はっきり言うて。老人会とか、公会堂と農会がありますからね。どんな形が使ってるかという、一つは、毎年使ってるのは阿万の商工会の新年御礼会の総会であるとか、それから、聞いたのは、例えば沼島とかの方が、船が出えへんようなときはあそこで泊まってるのを聞いたこともあります。地元の住民としては、余り利用度というか、年中、何かインパクトのあるような行事で使ってるという認識はないんやけどな。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 同じ阿万の住人で、いわゆる亀岡荘、ふくら荘というのは、本会議でも申し上げましたが、南淡町が福祉の拠点としてつくった建物であります。したがって、亀岡荘というのは、老人クラブは阿万地区老人クラブ連合会の拠点です。上町に特化した施設ではありません。できた当時か、私の記憶にあるのは、町会議員をされとった方、名前は忘れたんですけども、下町の方で、老人クラブ会長をされとった方が、長いことその管理人をされとったと。その方が亡くなって、次、誰ということで、その方にシルバー人材センターに登録いただいて、シルバー人材センターと委託してるというところですので、阿万上町の老人クラブの拠点ではないです。阿万地区老人クラブ連合会の拠点として、福祉の増進を図る活動の拠点だったわけなんです。そこに際して、祭りのときに厄年とか還暦とかの人の着がえなり、後の食事なりの利用もされております。亀岡荘については、阿万地区老人クラブの拠点として整備されたということで、私は記憶しております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この施設、亀岡荘については、シルバー人材センターが現在もやっておって、それを継続するというようなことではなかったんですか。現在はどんな形態になっておるんでしょうか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） シルバー人材センターへの指定管理ということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうすると、この新しい協定書の第6条、指定管理者は実施した事業の内容及び実績について、毎月終了後10日以内に管理業務に係る事業報告書を市に提出しなければならないという、この規定というのは、現在も同様な規定があるかと思うんですね。今、市長公室長からもお話がありましたけれども、具体的な利用実績の報告についての説明ではなかったかのように思います。特にそれは、老人福祉だけに固定するというのがいいとは思わないんですけれども、利用実績の報告というのが、提出が義務づけられているということであれば、この所管の事務局というか、担当課には恐らくそういう書類というのが出てると思うんですよ。そういうこともあるかと思ひまして、今、利用の実際の様子というのをできたら説明いただきたいなと思ったんですけれども。それはどのような報告になっておるんですか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 人数、どれだけの方が利用したかという報告はございます。25年度で申しますと、亀岡荘は717人の利用というような報告が来ております。ただ、この717人なんです、市内の60歳以上の方については無料、この施設の利用が無料ということになっておりまして、それ以外の方については、一応、申請をさせていただいて、使用の許可を出して、料金もいただくというようなことになっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 老人福祉の拠点という位置づけをしてやっておると。だから、ここだけ特別に人件費などの対応をしておるということは、説明であってわかったんですね。ですから、それに見合う利用実態というものの報告がなければ、この指定管理料の根拠というのが出てこないように思うんですよ。717人という数字、その内容、どんな団体がどんなような使い方をしとるか、こういうのは絶対記録に残しておくべきだろうし、報告もすべきものではないのかなど。そんなに難しい作業ではないと思うんですね。管理業務として、この89万、月々にすれば6万円、7万円ぐらいになるのかな。それだけの人件費を置いておるんだから、その方はそういうことをする責任があるというふうに思うんですね。これは、これまでもそういう金額を出しておったんだったら、せめてそういうことは管理業務としてしっかりと把握をしておくということが必要ではないんでしょうか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 事業報告ですとか、そういったものを出してもらおうというのは、この協定書の中にも書かれております。ただ、具体的にはどういった形でどういふものをといるようなところまで明確にできてないような部分もあるんかなというふうに思いますので、今後、どういう形の報告が必要なのかというようなことも相談の上、考えていきたいというふうに思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ぜひ、そうしていただきたいと。それで、ふくら荘もそうなんですけれども、高齢者の本当に福祉につながる事業をしっかりと努力をしていただくと、シルバー人材センターというのはそういう高齢者のためにも活動している組織であるし、ノウハウもある、スタッフもおる。ただ、指定管理として置いておくことで、指定管理料を支払うということだけでは、ちょっと説明がつきにくいことなので、この協定書にも趣旨、管理業務、きっちりと文言が明記されておりますので、この点を忘れないで、初心というのか、その目的を忘れないで管理業務に当たるように、人件費を受ける方には、しっかりとそういう指導を担当課としてもしていただいて、また、管理業務が報告されてるかということについても、質問があれば答えられるようにはしておいていただきたいということなんですが、どうでしょうか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） これ、ちょっと余分な話かも知れませんが、この実

際に金額については、非常に安い金額でお願いしているということもありますので、どこまでお願いできるかというのも、ちょっと実際にはあるんですが、先ほども申し上げましたように、どういったものが必要なのかということを十分検討した上で、対応していきたいというふうに思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと気になるんやけど、安い金額というような考え方はおかしいと思うな。今の言葉、ちょっと訂正していただきたいなと思うんですよ。実際に今、90万、100万円のお金を稼ぐために、苦勞して働いている方というのは僕、多いと思いますよ。決して安いこととは思えないと思うな。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 実態ではございますが、ちょっと答弁はよくない答弁でしたので、取り消しをさせていただきたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、これで終わりますけれども、やっぱりせっかく議会の議決を経て契約を結んで、協定書までしっかりと結ぶんだから、やっぱり一つ一つの行いについては、行政らしく振る舞っていただきたいと、曖昧に、こういうところはしないでいただきたいなということをお願いしておきます。

終わります。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今に関連してなんですけど、さっきの業務報告書云々の件で、さっき、市長公室長が阿万の亀岡荘は老人福祉の阿万地区の老人会の拠点やと。言われてみれば、我々、単なる会員は使っていないんやけども、多分、役員会とか年中やってるんと違うかなと。というのは、彼らは相当、再々、会やとるんですわ。やるところがあれへんから、ああ、あそこでやってるんかと、私、今、思ったんよ。

あのいわゆる今、月に報酬として7万何がしいたいでいる方は、長年ずっと、女性の方だったんですが、非常にきちっと仕事をされてましてね。元学校の先生ですから。その辺のあれは、書類整備はきちっとされてると思いますよ。一日、一日、何人が来て会して

とか、そういう報告書はできてるし、それは健康福祉部かどこか知らんけれども、当然、報告はされていると思います。部長のところまでは行ってないだけであって。

だからその辺は、これからきちっとこういうときには部長も答弁できるように、その辺の書類の流れをきちっとする必要があるのかなど、こういう超高齢化社会で老人福祉の拠点なんて、大事な施設ですからね。よろしく願いしておきたいと思います。答弁は結構です。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 今、亀岡荘、このふくら荘も一緒なんよね。いわゆる団体の活動実績である収支計画、これ、いろいろ活動するのにこの収支計画では、自主事業収入というのはゼロ。何もしてないということ、自主事業というのは。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 済みません、ちょっと今の質問がよくわからなかったんですが。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 亀岡荘にしても、ふくら荘にしても、いわゆる事業計画、実績表が出てるわけなんですけども、こういう実績があって、こういう活動しますよということなんですけども、いわゆる自主事業収入はゼロという計画なんですよね。多分、今までもゼロやったんやと思うねん、何もしてないということで。というのは、ただもう留守番してるだけですか、これは。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） こういった施設については、大体が60歳、市内の60歳以上の方は無料ということになってますので、中でいろいろなことをされておっても、それは直接収入に結びつくというようなことは少ないのかなというふうに思います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 多分、その中でのやりとりやと思うんですよね。多分、会費をもらってやって、またその会費を何かに払ってということで、この施設の収入としてはならないんやろうというふうには思うんですけども、ただ、収支計算したって、やっぱり数字として出てきて、ほんで結果的にはゼロやというふうにすべきやと思うんやけども。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 申しわけありませんけれども、その中身の細かいところまでは十分把握しておりませんので、その辺については一度、確認をさせていただいて、今、北村委員さんが言われたような実態があるのかどうかも含めて、一度、確認をさせていただきたいと思います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 先ほど、答弁の中で、祭りの後の飲食とかいうことだったら、いわゆる60歳以下の方がお神輿さんとかでいろいろ使ってるということも考えられるんよね。そこらから行けば、幾らかのいわゆる収入があってもしかるべきやろうというふうには思うんです。そやから、そこでのやりとりで、結果的にはゼロになってるかもわかれへんけどね。それはまた調べといてください。
終わっておきます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 このふくら荘もやっぱり同様なことで、実績報告がやっぱり要るんだろうと思うんですね、今の北村委員の質問もそういうことだろうと思うんですね。そういう面はやはり、きっちりしといたほうが指定管理料を出している意味というのがよくわかってくると思うんで、その点、よく気をつけてやっていただきたい。

あとの施設について、少しお聞きしたいんですけども、この伊加利コミュニティセンターですが、これ、資料を見ると、補助事業名が不明というような資料になってるんですよ。きのうも地元の議員にもお伺いしたら、これは県から補助金をもらって、これには県が非常に力を入れてくれて、構造改善の事業やら何やらの一つの引き金になって、非常に記憶に残る事業であるというような説明があったんですが、この不明というのは非常によろしくないなと思うんですが、この不明の理由は何なんですか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 不明の理由というのはちょっとよくわかりませんが、ちょっとわかるかどうかわかりませんが、再度、調べてみたいと思います。私が聞いてることでは、当時、県が協力していただいたというようなこともあるようですので、特別な補助でなければ、自治振興事業であるとか、そういったものなのかな、自治振興事業の補助金とかそういったことでないのかなというふうにちょっと思っておりますが、わかるかどうかわかりませんが、再度、調べてみたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、それと、ここも実際に伊加利の方々によく使われている施設というふうに聞いておるんですね。ここの実績報告というのは出てるんですか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 何月何日にどういった団体で何人利用しているという報告はございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちなみに、大体どれぐらいの利用者があるんでしょうか。それと、主な、繰り返し使っている、よくあるのはカラオケ会、カラオケ設備がなかったらあかんですけれども、やったり、きずなの会をやったりとか、定期的にやってる会合とか、いろいろあるかと思うんですよね。そういう本当に地域のコミュニティづくりに役立っているんだということで、そのあたりがわかるようなものがあればと思うので、説明いただければと思いますが。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） ちょっとその全体を集計したようなものを今、持っておりませんので、ちょっとまた確認してみたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 こうした、今回これだけは出てきてるんですが、ここに出てきていない中にも地域コミュニティづくりに役立つような施設の指定管理をやっているようなものは、ほかにもあるんでしょうか。

○原口育大委員長 これのような、通常、それぞれの自治会でコミセンがあって、コミュニティ活動をやっていると思うんで、これに似たようなものがあるということですか。ありますか。

副市長。

○副市長（川野四朗） 私が雑談だったと思いますが、そのとき言ったのは、地域で公民館とほかのコミュニティセンターがあるところはありますよと、例えば、丸山の魚彩館の隣にあるコミュニティセンターも、公民館が上にあるということで、指定管理しているところもありますし、そういう類のものはあるということを使ったわけでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 たしか、あれも施設の指定管理、これは産業振興部が担当かな。どんな状態ですかね。

○原口育大委員長 これはちょっと。

産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 丸山の活性化センターについては、漁業集落の振興ということで、補助金をいただいて建設しております。そういうことで、丸山の活性化センター、また、隣にあります魚彩館、また、海釣り公園については漁業組合のほうに指定管理をしております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、丸山活性化センターも指定管理の施設というふうになるんですね。丸山の活性化センターの指定管理料、ちなみに幾らぐらいでしたか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 丸山の活性化センター、さっきの3施設の指定管理料に

については、年度協定で376万になっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 丸山活性化センターは幾らになるかということではない、三つまとめてということですか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 三つまとめたの指定管理でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたらちょっと比較はしにくいですね。ほかに類似的なものがあれば、この人件費の金額、大体、ほかのものは老人福祉施設と伊加利コミュニティセンターでは、ちょっと意味も内容も違うのかとは思いますが、伊加利は低いですよ、金額が、ほかのものに比べると。ほかのものというか、この亀岡荘、ふくら荘に比べると、人件費的なものが低いと、この理由は何なんでしょうか。

○原口育大委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） これは、常時管理する人がいるということではなくて、必要などの開け閉めということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、丸山活性化センターについてはどんな形態になっておるんでしょうかね。ちょっとその内容がよくわからないんですけども、比較できたらと思うんですけど。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 比較ということは、どういう分野での比較ということですかね。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 400万弱の3施設の指定管理をやっていると。突っ込みなんですけれども、指定管理するに当たっては、何か積算根拠があるわけでしょう。これに何ぼかかる、これに何ぼかかると、だから指定管理料がこうだと。ですから、例えば、丸山活性化センターの関連する指定管理の部分というのは、375万の中のうちの幾らぐらいが丸山の活性化センターの指定管理というふうに考えられるのかということです。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） そのときの指定管理の書類は持ってないんですけども、決算書等を見てもみましたら、活性化センターについては、光熱費等を入れまして、約40万程度になっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、370万の中の40万というのは水光熱費であって、人件費の算定はないという理解をしいんですか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 人件費等については、隣の魚彩館に海釣り公園の料金の徴収の係等がおりますので、活性化センターには魚彩館のほうで対応してもらっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、3施設管理をする方の人件費というのはどれぐらいが根拠になっておるんでしょうか。

○原口育大委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） そこまでは資料を持っておりません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。

議案第1号、平成26年度南あわじ市一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

説明員入れかえのため、暫時休憩します。

再開は、10時55分とします。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前10時55分）

（1） 議案第2号 南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例制定について

○原口育大委員長 再開します。

次に、議案第2号、南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 まず、企画部に企業誘致に関することという項目が入ってくるんですが、これには企業誘致専門の担当職員を置くのか、それでなしに、企画部全体でそういう企業誘致に当たるのか、そこら辺の取り組みはどのように考えてますか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 係を設けまして、業務に当たってまいる予定となっております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 その係を置いてというのは、そういう企業誘致係というのがあったら、そこへ専属の職員がおるといふ形なんですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 係員ということで、職員を充てます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、その担当職員の人数とか、そこら辺までは、まだこれからの検討課題という形になるんですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） そうでございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、最初のほう、企画部のほうにこ「エ」と「オ」の市民協働によるまちづくりに関すること、市民相談及び人権に関することというのは、企画部の内容に入っていましたよね。それを今回、市民部に移したことになるんですけども、なぜ市民協働によるまちづくりと市民相談及び人権を企画部に入れていたのか、そして、それをなぜ今回、市民部のほうへ移すことになったのか、そこら辺の説明をいただけたらと思うんですが。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 先ほど、論議になっておりました企業誘致についてはそういうことなんですけども、その企業誘致等だけでなく、総合的な、その際に総合的に見直しを行いまして、企画部の事務分掌と規定しておりました市民協働によるまちづくりに関すること、それから、市民相談及び人権に関することにつきましては、総合的な見直しを行いまして、市民部に置くことが適当と判断いたしまして、変更させていただくということに至っております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これから、地方創生に向けてのいろんな企画とかしていくためには、一つは地方人口ビジョンというのをつくらんとあかんというのと、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略というのを策定しなければならないというようなことになってるんですが、これの担当については、今言うた企画部のほうの担当になるんでしょうか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 企画部の中に、ふるさと創生課というのができまして、その定住対策係というのを設けまして、そこで担当させていただく予定となっております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 としますと、そのエの市民協働によるまちづくりに関することというのを、企画部のほうに置いておいたほうが段取りというか、所管事務的には適合するということはありませんか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） その辺は、正直、迷ったところでございますが、先ほども部長が申しあげましたように、総合的に判断した中で、市民ということの中で、市民協働係を市民課のほうに所管がえしまして、そこで連携をとりながら事業を展開していくというような予定でございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 市民部の関係なんですけど、所管事務のウの項目で、国民健康保険、年金、後期高齢者医療及び医療費助成に関する事、こういう項目があるわけですが、これまでは市民部は税金の賦課徴収ということにおいて、この国民健康保険にかかわってきたと。年金はこれまで市民部のほうでも、市民生活部でやっておったわけですが、国民健康保険、後期高齢者医療、あるいは医療費助成というのは、やっぱりこれは健康福祉、福祉に関連する側面が非常に強いと思うんですね。

これを総合的に判断して市民部というようなことで答えをいただいたとしても、やっぱりこの福祉的な側面というのが何か軽くなっていく、市民部、福祉部があつて、福祉部から外していくということは、この福祉的事業の中のコアの部分の福祉というものがなくなって、税金のことだけになっていくように思うわけです。それから、後期高齢者医療や医療費助成というのは、これは税金のことではなくて、専ら福祉のことになると思うんですね。非常にこのウの項目については、全体の構成の中で違和感があるわけですが、これはどのような見解をお持ちですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） ただいまおっしゃられたこともよくわかりますし、その辺また、どちらに置くべきかということも議論をさせていただきました。ただ、今回、福祉部と市民部が分かれた中で、今言った、現行は健康福祉部の保険課に所管している業務でございますけれども、市民課の中で市民サービスの充実を図るという観点から、窓口業務を一括、総合的に廃止をしたということで、検討の結果、そのように配置をさせていただきました。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 市民サービスというのは、行政が、全てが市民サービスですよ。ですから、その市民サービスの中にどんな特徴やどんな性格があるかということで、所管を分けていくんだらうと思うんです。国民健康保険、年金、後期高齢者医療、医療費助成、これは国においては厚生労働省が所管しとると思うんですよ。厚生労働省というのは、これは文字どおり医療や福祉、あと、労働者の衛生管理とかいろいろ、安全衛生とかいろいろあるんでしょうけど。やはり、福祉の側面を失って、何か税金を集めるという部分が浮き彫りになる。

しかし、そうは言っても後期高齢者医療や医療費助成というのは、これは税金じゃなくて保険料を集めるという。これはやっぱり、専ら福祉に関連する事項であつて、やっぱりこの対応というのは非常に説明が付きにくいものになっているという判断をしとるわけですが、この市民部の中で、福祉を重視をして担保していくというのは、できるんですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 我々、先ほどおっしゃられたように、市民サービスは全て

市民サービスですけれども、公共の福祉に対する取り組みというのも我々の務めでございますので、十分、担保はできるものと考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 つまり、福祉部にも福祉担当、こういう福祉といっても、もう少し福祉の中においても医療と福祉との関連性の中にある福祉の部分だと思うんですね。例えば障がい者への対応も、これも福祉であって、これは社会福祉の中に置くんでしょう、恐らくね。しかし、この医療に関連することを、医療ですよ、国民健康保険と後期高齢者医療及び医療、医療全般をこの市民の中に置くという考え方になるかと思うんですけども。やっぱり市民部の中の税務に関することと一体に進めたいという思い、あるいは保険料の徴収を進めていきたいという思い、こういうものに縛られ過ぎないように考えていただきたいなというふうに思っておるわけですが、その点いかがでしょうか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 当然、おっしゃられるとおりでございます、1階のフロアに市民部、福祉部がございます。やはり連携を図りながら、また、相談等ございましたら、すぐに連携をとれるような体制をとってまいります。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
長船委員。

○長船吉博委員 地方創生と国のほうで言われておりますけども、本当にこの地方創生するには、やはり起業家の育成、そういうようなのは特に地方においては大切だというふうに思います。企業誘致だけではなく、やはり起業家を育てる、育成していく、補助していく、これが非常に大きな今後の課題だと思うんです。そんな中で、これをどこの部署がやるんでしょうか。

○原口育大委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私も、提案理由の説明のときも申し上げましたけど、今回、まち・ひと・しごと創生法という法律もできました。そういうものも経緯にあって、ふるさと創生課ということをつくりましたので、そういうところで先ほどのようなものについては一本化して政策係で担当していただくということを考えております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 当然、その起業家育成等においても、国の補助金がかかり出てくると思うんですね。ですから、そこらの部分をどういう、起業をしようという意欲のある人たちに、今回、吉備国際と起業家育成とかいうふうな新聞にも載ってございましたけども、鳴門オレンジのもっと普及とかいうようなこともありましたけどもね。やっぱりそこら、情報提供、そういういろんな情報提供がやっぱり必要やと思うんで、そこら、もう少しふるさと創生の課で大いにやっていただけたらというふうに感じておりますので、そこらお願いして、終わっておきます。

○原口育大委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 1点だけ。先ほどの次長の答弁で、企業誘致係と言うてましたわな。係ということは、係長でしょう。一応、トップは。私はこの企業訪問というか、ある程度地元の企業も訪問していただきたいというて、存続していただいて、そこでしっかりとした雇用をするんだったら、この辺の企業訪問するときに、係長やその辺が企業を、実際として企業誘致いうたら、今、企業訪問というのはされとるんですか。

○原口育大委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 現在、商工観光課長が企業誘致課長も兼ねております。課長も課員も事業所訪問はやっているわけでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんま、企業誘致というのは、これは南あわじ市にとって、私は非常に重要な施策の一環やと思うさかい、その辺しっかりと企業誘致係にも企業訪問するときに、それなりの手土産でもさげていける、なおかつ、そういうふうな出張予算もしっかりと確保した上で、ほんまにどんどん企業誘致。これ、空振りでも構わんねん。島外、阪神間や、それとやっぱり地元のそういうふうな企業のところにも行って、そういうふうな相談に乗ってあげて、しっかりと地についたような企業を育成するというのも、地元の企業が歯抜けになっていって、すぼけていくような時代になってきたら困るさかい、その辺もしっかりと訪問してあげていただきたいという思いがありますんで、この企業誘致係をも

っと、ほんまに実績のあるような担当職員を置いてもろうて、それなりの出張予算とか、その辺のしっかりとした財源を確保したってもろうて、ほんまに企業を一つでも二つでも引っ張ってもらおうような、実績をまずこしらえてください。それだけお願いいたします。

○原口育大委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） まず、財源の確保の話は別にして、何で農商部から企画部に所管をかえたかというのは、やっぱり市長や我々の手元にそういう重要なポストを置いて、我々も含めてトップセールスもやっていただくし、担当者も企業訪問していただくという我々の熱い思いのあらわれというふうに受け取っていただければ、非常にありがたいわけです。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 総務の中に、他の部署に属さないことというてあるんですけども、いわゆるキ、ざっと見たら、現在の市民生活部の中の、交通安全及び防犯に関すること、これはどうもほかの部署には属してないみたいなんやけども、これが総務に来ると。経営管理やったっけ。ほんま、ごめん。いわゆる交流センター、これ、三つの機能ということなんやけども、これはどこに来るんですか、所管は。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 市民課の市民協働係のほうに所管します。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 三つの基本の中で、二つについてはわかるんやけども、あと、公民館活動、これもやっぱり市民課ということになるんですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） やはり、公民館は教育委員会部局でございますので、教育委員会の中に担当を設けます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、いわゆる交流センターは二つの部署が管理するということになるんですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 施設は、やはり公民館は、市民交流センターも公民館の中に入りますので、施設の管理運営は教育委員会がやりますし、公民館活動は、やはり教育委員会の所管になります。地域づくりの関係は、市民課の市民協働係の仕事ということで、連携を図ってまいります。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そうして連携を図っていくということなんやけども、あともう一つ、連携を図る中で、この前も言いましたけども、建設部の中にいわゆる企業会計の下水道に関するが入ってくるということなんで、そこらの線引きをやっぱりきちっとする必要はあるんじゃないかなというように思うんですが、いかがですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 前回もそういう御質問をいただいたと思いますけれども、線引きをはっきりしながら、企業会計、いわゆる企業経営の本質というか、それも十分考えた中で運営をしてまいりたいと考えております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 実際そうやと思うんやけども、これ実際、どのように運営されるのかなという。いわゆる、上のアからオまでは運営やと思うんですよね、これ。ほんで、カとキというのは、経営になると思うんです。運営と経営が一体になるようなのは、なかなかこれ、非常に難しい部分があるかと思うんです。というのは、トップは1人になるわけですから、そこらの線引き、非常に難しいんじゃないかというように思うんですよね。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 当然、下水道に関しては、課長が経営の大半を担うということでございますが、やはり、上に部長がございますので、部長についても両面を持った中で、大変だと思いますが、しっかりと業務をやっていくというような計画をしております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 しつこいようやねんけども、いわゆるカの部分については、実質的には独立採算でやっていかないかんという部分があるわけですよ。ほんで、オまではそういうことではないですよ。そこら、もちろん、人の交流についてはきっちりした線引きをして、企業経営とは分けて計算されるんでしょうけども、時には、多分、まざった部分も出てくると違うかということなんで、そこらの線引きをどないされるかということなんです。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 先ほど申し上げましたような考え方でおりますけども、ただ、まだ考えが浅い面があると思いますので、十分、4月まで検討させていただいて、対応していきたいと考えております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 多分、このままで一向に変わってない答弁だと思うんで、終わっておきます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 ちょっと今、北村委員が質問された市民交流センターの所属が市民部のほうにぶら下がるという話ですけども、そうすると、正職員が市民交流センターに配置されますよね。その人たちの人事評価はどこがやるんですか。先ほど、二つという話もありましたけどね。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 市民交流センターに配属予定の職員は、もう内示もさせて
いただきましたが、主幹級以下となってございますので、当然、人事評価になりましたら、
市民課長がその評価を担うというような計画でございます。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 ということは、職制上は市民課に直接、組織上はつながった配置
ということになるわけですね。そうすると、上司は市民課長になるんですね。その辺の配
置された職員の。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 市民課長でございます。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 わかりました。もう1点だけ、農商部ですけども、これは非常に
範囲が広いんで、余り係のことは触れる段階でないかと思うんですけども、特に今、大き
な動きになってます鳴門の渦潮の世界遺産登録、このあたりについては、課まではいかな
いと思うんですけど、明確な格好の組織が要るかと思うんですが、その辺の考えはありま
すか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） ただいま、課という話も出ましたけども、企画部の中に、
うずしお世界遺産推進課というのを設置いたしまして、課を設置して対応していく計画で
ございます。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 そうすると、農商部のほうの観光振興とかとは独立、全然別の組
織の中で、渦潮の世界遺産登録の形がつけられるということなんですね。わかりました。
それなら結構です。

終わります。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
森上委員。

○森上祐治委員 最後にもう一遍確認というか、説明をちょっとお願いしたいと思うんやけども。一番最初に熊田委員が質問されておりましたけども、現行では市長公室、いわゆるその管轄やったのが、新しい4月以降は市民部が変わるといふ、市民協働によるまちづくりに関することですよね。この市民協働によるまちづくりというのは、新しいこれからの南あわじ市の大きな、一番大きな眼目というか、課題の一つやと思うんですよね。だから、こういう各部局といふのは、サービスを中心とした部局もあれば、企画といふ、これからの新しい動きをつくっていくという色彩の強い部があるし、企画部なんていふのはその新しい動きをつくっていく最たるものやと思うんですよね。だから、私もさっき、熊田委員の質疑を聞いていて、私もやっぱり、何で市民部のほうに市民協働のまちづくりが移ったのかなと、その辺がちょっと。もう一遍、はっきりと説明をお願いしたいと思うんですが。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 市民協働係を企画部にしますと、3課でまず、企画部と市民生活、住民票の発行の補完業務は市民課です。教育部と、3課で見るといふ形になります。最初、今は市長公室でといふ話なんですけど、今も市民課のほうでモデル地区の市民協働の部分と住民票の補完業務を、市民課のほうでやっております。市長公室の役目といふのは、そうした市民交流センターの立ち上げに関して、いわゆる計画をして、いふ形に行きますといふ位置づけを企画政策といふ形でやっております。それができたら、一番望ましい担当部署をお願いするといふところは、やはり企画部の役目でないのかなといふふうに思います。

本来、当初、部長間の会議なんかで議論がありました。私は一貫して市民部やといふことをずっと主張してきました。ただ、市民部の職員の数が多いんで、やむを得ず企画で、もともとそれは仕方ないかなと思ったんですが、やはり市民部の市民課でそうした業務をするといふことが望ましいだろうといふ判断の中で、最終的にそうした振りかえをしたといふことをございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
委員間討議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、委員間討議を終結します。
これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。
議案第2号、南あわじ市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定
について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。
よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- (3) 議案第6号 財産の譲与について (山添水田利用再編対策研修指導施設)
- (4) 議案第7号 財産の譲与について (山添コミュニティセンター)
- (5) 議案第8号 財産の譲与について (土井集落センター)
- (6) 議案第9号 財産の譲与について (青少年研修センター)
- (7) 議案第10号 財産の譲与について (モデルコミュニティセンター掃守会館)
- (8) 議案第11号 財産の譲与について (松田集会所)
- (9) 議案第12号 財産の譲与について (成相ふれあいセンター)
- (10) 議案第13号 財産の譲与について (寺内コミュニティセンター)
- (11) 議案第14号 財産の譲与について (入田集会所)
- (12) 議案第15号 財産の譲与について (中八木コミュニティセンター)
- (13) 議案第16号 財産の譲与について (八木文化創造館)
- (14) 議案第17号 財産の譲与について (市コミュニティセンター)
- (15) 議案第18号 財産の譲与について (富田集会所)
- (16) 議案第19号 財産の譲与について (コミュニティセンター田中会館)
- (17) 議案第20号 財産の譲与について (北阿万モデルコミュニティセンター伊賀野
会館)

- (18) 議案第21号 財産の譲与について（コミュニティセンター潮崎会館）
- (19) 議案第22号 財産の譲与について（ユニティーやまもと会館）
- (20) 議案第23号 財産の譲与について（コミュニティセンター吉野会館）
- (21) 議案第24号 財産の譲与について（コミュニティセンター白崎会館）
- (22) 議案第25号 財産の譲与について（来川コミュニティセンター）

○原口育大委員長 お諮りします。

議案第6号、財産の譲与について（山添水田利用再編対策研修指導施設）ないし議案第25号、財産の譲与について（来川コミュニティセンター）について、以上20件につきましては、総務所管の集会所施設に関する議案でありますので、一括して議題としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

では、議案第6号ないし議案第25号について、質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この財産の譲与の中で、私どもに付託された案件とは別に、きのうの本会議で、地域改善事業の関係で指定管理をします。その中で、地域の修繕費、改善費が協議をして決めるものと、全く入らないものがあると。それとの関連なんです、やはりこの過疎地域ですね。過疎地域というか限界集落というか、灘の地域、ここが非常にやっぱり人口減少というようなことを思っておるわけですが、この山本、吉野、白崎、来川ですか、このあたりの世帯数、現在、何世帯ぐらいで維持しようとしてるんでしょうか。潮崎もそうか。潮崎から来川まで、何世帯でこの集落施設を維持するようになるんですか。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

（休憩 午前11時25分）

（再開 午前11時28分）

○原口育大委員長 再開します。

では、資料が出るまで、その他の質問を受けたいと思います。

ほかにごございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 このきょういただいた市有財産譲与契約書の中に、第8条、これ、譲受人と読むんですか、どういうふうかちょっとわかりませんが、譲与物件を指定期日から10年間指定用途に供しなければならないと、こういう形がありますが、この中で、もし途中で、もう新しく建てかえをしたいとか、そういうふうなことがあった場合には、これ、どういう対応になるんですか。そのまま。それはできないということなんですか、10年間。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） この条文につきましては、集会所として最低10年使っていたきたいということでございますので、例えば建てかえというようなことにつきましては、改めて御協議させていただくことになると思います。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 先ほど、なぜかといいますと、その譲与された建物を壊したり改装するときというのは、市への届け出が要るのかどうか、ちょっと確認をしたかったんですが。それはもちろん要るということですね。譲り受けたけども。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 譲り受けていただいて、地元で使っていただく、自由に使っていただくということではございますけれども、その用途はやはり公共的な目的でございますので、何かありましたら、その都度、御相談なり御協議をお願いすることになると思います。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 あと、その施設を譲り渡したと、その譲り受けた自治会のほうで、例えばその集会所を営利目的の、そういう何か販売者の方が来て、ここを貸していただきたいとか、そういうふうなことがあった場合はどうなるんですか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 用途によりいろいろだと思うんですけども、基本的にはそういう形で使われますと、税の関係も少し出てくるかと思imasuので、そこは御認識をいただきたいと存じます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 御認識をいただきたいというのは、きちっとした税金も払いますよということだったら、利用できるということですか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 税金を払うという前提であれば、そういうことも可能ではないかと思imasu。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、そういうきちっとした会計をするのであれば、そういう営利目的にも使えるということの認識でよろしいんですか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 地元への説明におきまして、固定資産税の関係なんですけども、公共的な用途であれば税はかかりませんが、今おっしゃったような形で使われますと、固定資産税とかかかりますという御説明を申し上げたということでございます。申しわけございません。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 あと、何回も建てかえとかいうて申しわけないんですけど、譲り受けたけども、何年かたって新しく建てかえをしたいというときは、これは、その建てかえ費用というのは、全部地元の自治会が負担するのか、市のほうからの補助等があるのか、その点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 自治会、集会所に対する補助制度がございまして、建てかえでございまして、上限1,000万でございまして、その対象事業費の2分の1以内の補助がございまして。ただし、その2分の1については地元負担ということでございまして。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 今の話、よくわからなかったんですけどね。要するに、営利活動をしていいと、あるいは、特に公共施設でよく言われるのは、政治活動、宗教活動、営利活動はだめだという、これは原則ではオーケーという話なんですか。まずその点、ちょっと。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 地元の説明会におきまして、当該集会所に係る固定資産税は減免となりますと、それはもちろん、そういう営利目的とか使わずに、公共的な地元自治会での使用という条件でございまして、我々はそういうふうに使っていただきたいと考えております。ただ、もしそういうことを想定されているのであれば、その場合には固定資産税がかかるというふうに御説明を申し上げたところでございまして。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 じゃあ、もう一回確認しますけどね。どない使っても構わんけども、ただし、固定資産税、今までもかかってないし、これからはかからないと、税金に関しては一緒だという話は聞いておるんですけども、譲渡してもね。そうすると、今度はその譲渡した後、営利活動に使ったりしたときは、固定資産税がかかってくるようになってくるという意味ですか。ということは、簡単に使えないということじゃないですか。そこまで。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） ただ、その課税に関しましては、あくまでも税務当局の御判断ですので、これはあくまでも、御説明の折にそのように一般論として御説明申し上げたということで御理解をお願いいたします。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 一般論でかかるというふうに言われたら、結局は使えないということになってしまうんじゃないんですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 私が答弁するのは適当じゃないかもわかりませんが、税務課長も以前やっておりましたので。この条文にもありますけども、専ら地域の集会所として活用していただくということでございますので、その施設を営利活動で、かなりな長期間といいますか、その程度については、余りここで細かくは御説明できませんけども、専ら地域の集会所に使っていただいております場合には問題はないのではないかなど。余りにも収益活動がかなり偏ってきますと、ちょっとそこら辺のところは支障が出てくると。今までの使用形態からすれば、そういうことはかなり少ないと思いますので、固定資産税のほうは減免といいますか、その配慮はできるというように考えております。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 ということは、たまにぽつと何かの業者が来て、使わせてほしいと、こういうセールスをやりたいんだということでやるぐらいに関しては、まあええだろうと、そんな感じでいいんですか。ずっと長い、1週間も2週間もひと月もじゃなくて。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 明確な御答弁はできませんけども、行間をちょっと読んでいただいたらと思います。

○原口育大委員長 それでは、先ほどの蛭子委員の質問に対して、答弁ができるということですので、答弁から入りたいと思います。

もう一回質問していただきましょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議案第21号から25号までの、それぞれの地域ですね。ここの世帯

数、何世帯ぐらいあるのか。人口もわかれば説明いただけますか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 失礼しました。まず、山本でございます。世帯数が21でございます。続きまして、吉野でございます。世帯数28でございます。それから、白崎につきましては17世帯でございます。来川につきましては10世帯となっております。
以上です。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 仁頃は。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 仁頃につきましては34世帯でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この地域は、灘で辺地、今もまだ辺地ということになっておると。今後も集落というのがどんどん縮小していかないかなという、南あわじの中でも特にそういう心配をしているような地域でないかなというふうに思っておるんですけれども、そのあたり、どうですか。どんなふうなとらえ方をされてますか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 御質問の趣旨は十分にわかってないかもしれませんが、自治会の集会所につきましては、今までもそれぞれの地域の中で維持管理をしていただいております。そういうことで、譲与に当たりましても、同じような条件を皆さんに提示をして、納得をしていただくというか、その方向で進んでいただいているというふうに考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 従来というか、皆、ほかの地域がこれ、全部そうですよ、大体どの地

域も。自分たちの集会所だから、自分たちで維持すると。いろいろあってもしんどいけど、やっていこうと。これは、普通、そうですね。皆さん、そういうふうに思っとる。ただ、それ以外の地域改善事業の関連の中で、3自治会だけが手厚いということで差があると。そのあたり、限界集落、非常に厳しい状況にあつては、やはり今後、そういう限界集落を支え、また、復活していくまでの間、やっぱり行政的な支援というの也要るんでないかなど。今のままでおつたら、いずれ消滅してしまわないかなどという。消滅せずとも、例えば、来川10世帯が5世帯、3世帯、しかも高齢者ばかりみたいになってきたときに、どうなると。それ以外の、仁頃、山本、吉野、白崎についても、そういう懸念というのはもうないのか、大丈夫なのかと、そういうところまで腹を割って話をされたんですか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 地元への説明会につきましては、そのような詳しいところまでは個別にはお話をしておりませんが、今おっしゃっている部分につきましては、公会堂のことだけではない部分があると思いますので、やはりこれは市全体にとって考えていくべきことであるとは思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今回は、地域の集会所というのが出てきたのでね、このことに焦点を当てて質疑をしとるわけです。地域協働、これが先ほどの議案のときにも、南あわじ市の大きなテーマやと、今後の。ふるさと復活ということにも含めて、やっぱり支援するべきところはあると。このあたり、もっと明確に考えていただきたいということなんです。これは、きょうは市民部がおれへんですけれども、市長公室がそういうふるさと再生というようなことにも力を入れていくというようなお話もあったわけですから、十分ここは考えていただきたいというふうに思っとるわけなんですよ。いかがでしょうか。

○原口育大委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） おっしゃることは十分わかります。そのために、2年前に市民交流センターの位置づけをして、モデル地域を5地区やってみて、今現在に至ってるわけなんですけど、灘の環境については、おっしゃるとおりよろしくないような状況になっていったんかなという認識はあります。市民交流センターの灘地域の説明会に行っても、やはり不安は各所に意見として出てきます。なぜなら、道は海岸通りなんですけど、住

んでるところは、ちょっと上ったところで、やはり年が行ってきたら、その部分のところが不安やという意見もあります。灘地域の市民交流センターで、市だけがどうこうでなしに、地域の特性として、どこがいい点なのか、どこが悪い点なのかというところを話し合いをしていただいて、市とともに、市が補える部分については補うと、そうした構想になっていくのかなど。

国のほうは、地方創生という中で来てますが、うちのほうは早くから市民交流センターで地域づくりという姿勢を打ち出しておりますので、今回の国の方針と合致した中で、うちは前へ向いて、各地区の特性を生かしながら行けるんでないかなど。2040年に全国のうちの半数前後が消滅、自治体が消滅するという結果も出てますが、自治体が消滅する以前に、おっしゃられたような地域が衰退していきたくらうという中であって、御指摘いただいている部分にあっても、やはり今後の灘地域で地域づくり協議会で協議した中で、市に何かしてほしいという部分について、市とタイアップして対応していくということが必要になってくるだろうと思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この集会所に関連してのことなんですけども、集会所建設事業補助金制度について、きのう、本会議場で説明を受けました。私の調べたところとはちょっと違ってたんですけど、聞くところによると、これまでは公会堂の対象物件ということで、事業費100万円以上の新築、増築と、これが1点ですね。これについては、補助対象金額の2分の1以内、1,000万円と。それから、事業費100万円以上の改修については、実施事業費の3分の1以内で、限度額が600万円と。それから、下水道引き込みに係る工事に関連するものがあって、それに加えて、おととしの震災があって、震災による被害を受けたものの改修等々については、また新しい補助率、事業費補助という項目がつけ加えられたというような経過があるというふうに今、聞いておるんですけど、そのあたりちょっと説明いただけますか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） ただいま、蛭子委員がおっしゃったとおりでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それでね、その項目の中に、例えば過疎地とか辺地債とかいうようなものがあれば、ちょっと補助率を多少変えるとか、こんなことも可能かなど。これは市の

○管財課長（富永文博） はい。建物につきましても、建物の表示登記及び所有権の登記はできます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そないしても、10年間は使用してくださいよということやね。10年過ぎたら、これはもう地元で好きに処分してもいいですよということになるんですか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 地元の中の総意があれば、それは可能だと思います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、これ、もらってどうのこうの、やってどうのこうのということなんですけども、市としては、これを持つてるよりも、もう地域にもらってもらほうがメリットがあるんやというふうに考えてるんですか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 地元の側からしますと、今回のことによって、何もデメリット的なものはないと考えております。説明会の中で申し上げた一つとしては、これは例ですけども、選挙関係の会というんですか、そういう使用に制限があったものがなくなりますよと、そういう部分については御説明申し上げました。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、ただ、地元としてずっと持つてると思ったら、先ほどの蛭子委員みたいな議論になってくると思うんやけども、もう手に負えんわということになったら、もう、もちろんそういうところは売却いうたって、買ってくれる人もいないんでしょうけども、ただ、そのまま取り払うんやとなったときは、10年過ぎとってても過ぎてなくても、市の費用というのは何ほか補助できるんですか。対象になるんですか。更地にする場合。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 現在のところ、そういった補助はございません。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いや、現在なくてもやけども。というのは、これ、地元で名義変更せえへんかったら、建物は、土地もそうやけども、市の所有やということになりますよね。それは、地元から、いや、これはもうとても我々で面倒ようみんなわとなっても、いわゆる取りつぶしてくれという要望が来た場合は、市の費用でしていただけると。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） まず、登記のことでございますけれども、市の所有する物件につきましては、建物については登記をしておりません。これは、不動産登記法上の規定に従って、そういうふうになっております。さらに、その建物については、管財課というか市のほうでそういう台帳を持っておりますので、そういう登記とかはしておりません。もし、地元で必要があれば、そういう登記をすることは可能ですけれども、所有権については、御承知だと思うんですけども、地縁団体の設立をしないと、自治体での登記はできないという状況でございます。

ですから、今おっしゃってる財産を動かしていくということについては、登記とはちょっと分離していただいて、実質的な所有があるという中でのお話であると思っておりますけれども、それをどういうふうに地元がお扱いになるかということについては、例えば、その部分について市が何かできるかということについては、譲与した後については、恐らくできないであろうと思われま。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 というのは、取り壊しは最終的には市はできないと。ということは、地域の責任でやらないかんということなんですか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 所有権そのものは、この譲与によって移ります。それと、ただ、登記ということとは、ちょっと別なことですよというふうに御理解いただきたいと思

います。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 また振り出しに戻って申しわけないけども、というのは、いわゆることし4月1日以降、これが通った時点でもう地元のものになると。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） ここで議案として御承認いただいた後も、3月31日までは指定管理期間でございますので、それが終わってから正式な契約をさせていただくということになります。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 行ったり来たりして申しわけないけども、そやから、もう登記しようがしまいが、もう地元のものになってしまうと、そして、地元のものになった場合は、後の維持管理費というのは地元でやってくれということやね。ほんで、大きな修繕については市の条例の中でやってくれと、取り壊しのときは出ないということですか。そやからこれ、地元でもらって地元でどういうメリットがあるんやろう。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 私が答弁するのは適当じゃないと思うんですが、昨日もちよっと私も答弁させていただいたんですけれども、この集会所につきましては、余り適当な表現じゃないんですけれども、もともと設置といえますか、建設当時から地元の、自主的な地元の集会所なんです。ただ、そのときに、自治振興資金とか地総債とか、その他もろもろの有利な財源を得るために、条例設置して市の建物ということでないと、そういうような有利な起債であるとか、補助制度も受けられなかったのが、便法として、市の施設として地域の集会所であるんですけれども、やってるということでございます。

その中で、補助金の、先ほど管財課長のほうからも申しあげましたけれども、補助金の処分等の承認基準が、たしか平成20年ごろだったと思うんですけれども、各省庁のほうから通知が来まして、今まで承認を受けなければならなかったものが、公共的なものに活用するのであれば、届け出といえますか、報告すれば承認をしたとみなすというような弾力的な緩和措置が講じられるということになりましたので、それで、指定管理の期限がこと

しの3月末に迫る中で、一、二年前から担当部署等も寄せまして、検討作業をいたしまして、実質的には地元の集会所でありますので、実質的な形に戻そうということが発端でございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 言いよることはわからんでもないねん。そやねんけども、これ、築年数で言ったら結構古いやつもあるんよね。これから絶対、修繕、修理が出てくると思うんです。ということは、地元負担がどんどんふえてくる可能性があるわけよね。そしたら、地元としてもらって、こんなん、逆にもう要らんわいう話になったら、どないになります。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 今までの指定管理でありまして、譲与いたしましても、補助率でありますとか、補助の中身につきましては、全く変わらないということでございます。そういうことで、市にとりまして、もともと、こういうことを言ったら不適切かわかりませんが、条例にはのってますけども、あくまでも地域の集会所という形で市のほう、もともと町のほうから引き継いだものですが、そういうような認識でございますので、実質的な形に戻させていただくのが一番いいということで、こういうような、地元の御理解も得た中で、こういうような形をとらせていただいております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、何ぼ修理云々したって、何ぼ長寿命化したって、寿命は来るわけやし、そのときには多分、蛭子委員の話じゃないけども、地元のいわゆる、多分、人口構成が大分変わってると思うんですよ。負担金出してくれというたって、なかなか出ないやろうし。そしてまた、最悪、もう要らんわとなつて取り壊しになったときは、いや、市から出ませんよと、地元で払わないかん。ほんなら、放つとかなしやあないと、そういう形になってしまうと思うんよね。地元として、一緒やったらもらったって、もらわんでも一緒やねんから、今までどおりでええというふうになりませんか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 指定管理のままでいても、その処分につきましては、私どものほうでは出さないし、修繕等につきましても、補助率は無償譲渡であったものについて

も格差が生じないということで、指定管理のままでおりましたも、譲渡されましても、地元にとってもうちにとっても、全く同じということでございます。

ただ、委員おっしゃいました、今後、限界集落とか過疎関係でいろんな諸問題が生じてくると思いますがけれども、先ほど室長のほうからも御答弁させていただきましたように、地域と今後、こちらのほうといろいろ情報交流いたしまして、それらの課題につきましては、検討はしていく必要があるというように考えております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 あと1点、この建物は耐震化の診断は済んでるのでしょうか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 行っていないと思います。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、その耐震化を、特に昭和55年の築年数のものとかについては、耐震化診断等、また耐震化対策等をせずに、そのまま使用してもいいんですか。何も責任はないんですか。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 10月に自治会のほうにそれぞれ御説明申し上げた中では、現状において、何かそういう危険というか、そういうものに関する御意見はなかったと思います。いいと言われれば、いいことはないと思うんですけど、今のところ、実際の使用上に支障があるというふうにはお聞きしていないというふうに理解しております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、譲渡したところが耐震診断して、耐震化をする場合のこういう補助については、どういう形になるんですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 先ほどから申し上げておりますように、改修等、既存の補助で対応させていただきたいと思っております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 特別にとかいうのはないんですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 耐震に関する特別なそういったメニューはございません。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

続くんでしたら、休憩を入れたいと思いますが、よろしいですか。

では、暫時休憩します。

再開は、午後 1 時 1 0 分とします。

（休憩 午後 0 時 0 3 分）

（再開 午後 1 時 1 0 分）

○原口育大委員長 再開します。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 きょうは、一覧表での資料をいただいて、ちょっと気になったことで、補助事業が不明というのが結構ありますね。建築年も不明というのも結構あると。これら、なぜ不明かということを知ったら、わからないから不明ですみたいな答弁があったわけですが、結局、これに関連する書類が見当たらないというふうに考えればいいのか、それとも、きのう言うたから時間が足りなかったからというようなことなのか、それはないと思うんですね。去年の早くから、そのいわれも含めて、総務部でしっかりと調べてきたというような経過もあったと思うんですけども。この補助事業名、どんなものだったか、建築年が不明だった、そんなのがわからないということについての、もう少し突っ込んだ説明をいただけませんかでしょうか。その理由ですね。

○原口育大委員長 管財課長。

○管財課長（富永文博） 一覧表の中で不明の分が多いというお話なんですけれども、管財課が持っております土地及び建物の台帳には、その施設の名称なり構造、階層、面積等の記載がございます。現在持っております台帳につきましては、できた当時のそういう補助関係のものであるとか、そういうものについてはちょっと記載がございませんでした。それで、今おっしゃってたように、去年あたりにつきましても、市役所の中で関係課が寄って、いろいろと協議をしておったわけなんですけれども、やはり一つには、その当時の文書的なものを探せなかったというようなことが大きな理由として不明のままになっているというふうに、私自身は理解をしておるところでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 文書類、証拠書類ですよ。例えば、この中で、議案28号ですか、それから、湊防災センター、これは後ほど出てくる施設なんですけれども、湊防災センターなんかは結局、そのときに聞いてもいいんですけども、この際聞いておきたいんですけども、防災施設だから、これはやっぱり防災関連で、平成12年の建設になっとなら、そういうものが結局わからないというのは、非常に不思議な感じがするんですね。文書がないということになると、やっぱり合併のときにいろんな事情で失われたとか、西淡の場合は、何か昔、洪水とか何かがあつて、文書を置いといた倉庫が水につかってしまって、破棄したとか、こんな経過があつたようなことを聞いておるんですけども。

そういう文書の保管ということで、例えば、税金に関しては7年間保存義務があるとかいろいろありますよね。公文書についての保存義務というのは、何年ぐらいになるんですか。ものによって違うのかな。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） これは、一般的なものでございますけども、もちろん、今おっしゃられたように、ものによって違いがございます。例えば、3年、5年、10年、30年とか、また、永年というものもございますけども、そのものによっては、長期にわたる保存が必要になってまいります。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今度、庁舎が一本化するということで、現在、合併来、まだちゃんと

調べのつかないままで、各庁舎に分類整理されないままに置かれているような書類というのがあるのかなのか。この際、しっかり整理をして、各庁舎、廃棄する、壊したりする場合もあるし、そうせざるとも、やはり必要なものの分類、整理、保存という作業をしておかないと、いろんな支障が出てくるケースも考えられるんですよ。

この不明に至った経緯、いろいろあるかと思うんだけど、結局、文書の保管が雑であったのかなという印象が残るんです。そういう面で、今後十分、ちょうど新庁舎開庁前にしていただけども、しっかりとした対応をぜひしておいてほしいというふうに思っておるわけですが、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 過去文書は、先ほどおっしゃられたように、ちょっと合併当時の書類の移動によって、あるにもかかわらず、見つからなかったというようなことが多分にあると思います。ただ、合併後の文書につきましては、十分に文書管理をさせていただいておりまして、今回の移転につきましても、その保存年限を過ぎたものにつきましては、適正に廃棄をして、持ち込む文書については、十分スリム化して、必要なものを持っていくというようなことで、今、ただいま計画をしております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それにこだわりますのは、広域議会にちょっと出まして、広域事務組合で古い会議録とかを調べたいと思って請求をしたら、わかりましたという返事があったんですけども、結局、調べてみたら、議会の会議録そのものがないとか、それに関連する文書がもう全部ないと。何でないかと聞いたら、わかりませんというような、こんなことやったんですよ。恥ずかしい話やと思うんですね、そういうことは。

だから、やっぱり古い文書、庁舎に散らばっている文書であっても、この際しっかりと整理をし、保管する体制、廃棄していいものは廃棄しても構わんと思うんですけども。そういう作業をやっぱりしておくほうがええかなと。西淡庁舎なんか行かなくても、元の、最近はどうなんかな、ちょっと前までは、議場に段ボール箱に入れて、何か、何が入ってるかわらんような箱がいっぱいあるというようなことが結構あったんで、そういうことにならないように努力していただきたいなど、この資料を見ながら、そんなことを思ったんですけども。どうでしょうか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 十分、取り組んでいきたいと考えております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ちょっと関連で。当然これ、文書管理規程というのは、市の条例で制定されと思うのやけど、南あわじ市にはそういう条例の制定は、もちろんありますよね。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） ございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、その文書の廃棄処分に関して、永年であったりとか、20年、10年、5年、3年、1年で廃棄するような、そういうふうにしっかりと定められと思うんですわね、条例で。今回のこの施設の建築時のそういうふうな保管というのは、大体、その条例でいうたら何年保存の対象の物件だったんですか。今の条例で制定されるところいうふうな自治会のコミュニティセンターの建築確認であったり、さまざまな補助金の請求したような文書管理は、何年保存というようなことを南あわじ市の条例では決められておるんですか。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 条例というか、文書管理規程ってございますけども、そのちょっと今、条文が手元にないものですから、はっきりしたことは言えないんですが、この今出ているような、例えば補助事業でしたら、永年というのはないと思いますので、例えば5年とか10年というようなことであろうかと思います。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私の解釈では、これ、確認申請というか、こういう建築物というか、建物だったら、最低10年、長かったら20年ぐらいの文書管理規程の中には、そういうような条文として残っと思うのやけど。その辺、再度、確認だけ。今、持ち合わせないんだったら、また後で確認してください。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 確認させていただいて、また御報告をさせていただきたい
と思います。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
委員間討議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ございませんので、委員間討議を終結します。
お諮りします。

議案第6号、財産の譲与について（山添水田利用再編対策研修指導施設）ないし議案第
25号、財産の譲与について（来川コミュニティセンター）、以上20件について、一括
して採決したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 では、そのようにさせていただきます。

議案第6号ないし議案第25号について、原案のとおり可決すべきものと決定すること
に賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第6号ないし議案第25号について、原案のとおり可決すべきものと決し
ました。

(23) 議案第3号 南あわじ市地域集会施設条例の一部を改正する条例制定について

○原口育大委員長 次に、議案第3号、南あわじ市地域集会施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

今、審議いただいた中身についての条例整備でありますけれども、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑を終結します。

委員間討議もございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ございませんので、委員間討議も終結いたします。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、議案第3号、南あわじ市地域集会施設条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- (24) 議案第39号 財産の譲与について (津井消防センター)
- (25) 議案第40号 財産の譲与について (神代コミュニティ消防センター)
- (26) 議案第41号 財産の譲与について (八木天野コミュニティ消防センター)
- (27) 議案第42号 財産の譲与について (八木笑原コミュニティ消防センター)
- (28) 議案第43号 財産の譲与について (市コミュニティ消防センター)
- (29) 議案第44号 財産の譲与について (福良コミュニティ消防センター)
- (30) 議案第45号 財産の譲与について (灘コミュニティ消防センター)
- (31) 議案第46号 財産の譲与について (沼島コミュニティ消防センター)

○原口育大委員長 お諮りします。

議案第39号、財産の譲与について（津井消防センター）ないし議案第46号、財産の譲与について（沼島コミュニティ消防センター）、以上8件については、同じ消防センターのくくりでありますので、一括して審議してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 今回のこの消防の8件に対して、この施設利用というのは、消防団の器具庫の用途を変更して譲与するんですか。その辺はどうなんですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 用途につきましては、このセンターの持っている用途そのままの状態になります。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、用途変更せずに譲与するというようなことで解釈するわけですが、そこで、消防組織法で、6条、8条について、課長のちょっと見解をお尋ねしたいのやけん。6条の条文と8条の条文を読んで、課長の見解、ちょっと教えてください。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 消防組織法第6条につきましては、市町村の消防に関する責任ということで、市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するになっております。そして、第8条につきましては、市町村の消防に要する費用、市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならないというふうになっております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、消防に要するという費用の中には、当然、消防責任を果たすための一切の費用を言うというようなことなんですわね。その中身は当然、市町村の消防施設の設置であったり管理というのは、当然、市町村は果たさなければならない義務や思うんですわな。当然、今も言うとしたら、この8件譲与された部分は、市がしっかりとした維持管理というか、費用も全て賄うた上で運営していかないかと思うのやけど、これ、譲与するという事は、どういう理由で譲与されるんですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） これにつきましては、前段のほうの集会所の関係もいろいろございましたが、理由的には、当初、器具等につきましては、地元のほうから器具庫を建てるというような、器具庫なり消防センターを建てるということで要望がございました。その要望に基づいて、市のほうの形の中で整備をするということで、この部分の今、入っている8カ所につきましては、その財源等につきまして、有利な財源確保という中で整備をさせていただいて、その分については、市が事業主体でなければならないということで条例にのってるわけですが、実際、当初、建設当時からすれば、地元の要望に基づいて、地元の施設という認識の中で整備もされていたということで、その中で、合併があって、指定管理という形になってたんですが、その10年間の間で、今回、3月でその部分が切れるということで、消防のほうと話をさせていただいて、消防のほうについてもその内容について御理解をいただいた中で、今回、地元のほうへ譲与という形で、使い方等については、建設当時から全然、それについての考えは変わってないということで、理解いただいた中で譲与という形になっております。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、消防組織法に、私は、これは抵触というか違反しとるように思うんよ。結局、市町村は、自治体の消防の責任を全部負うと、費用に対しては、市町村が全てせんなんと。この譲与したところの、例えばシャッターが壊れたとか、そういうときは、どのような対応をしていただけるんですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） そこについては、この載っている物件以外の物件も同じ形になるかと思うんですが、現状、消防施設の補助の対応の中でさせていただいております。これにつきましては、こういう条文もあるわけですが、各自治、地方自治の中で、各地域の自治体の方との相互の中で、そういう整備を進めていこうということが、従来なっております。その中で、今、現状では動かさせていただいておるということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 言いよる意味がもうひとつわからんのやけど、地元負担というか、補助金よ。例えば、ホースタワーが修理せんなんと、そのときに、地元負担はどれだけ負担させとるのですか、今の現状では。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 現在の補助につきましては、ホース乾燥台ということで例をとらせていただきますと、補助限度額が40万円で、新設・修理で2分の1の補助ということで、2分の1負担いただいております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私は、その辺が、先ほど言うた消防組織法の、この第8条やの、市町村の消防に要する費用は当該市町村がこれを負担しなければならないと、この条文に抵触しとるおそれがございませんか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 財源確保という部分のことになるかと思うんですが、現在、消防の交付税算入ということがよく言われております。今回も、消防のほうの安全を確保するための法律もできており、そういう安全面に対して整備をなさいと、それについてはまた交付税算入等で財政的支援をしますということになるんですけど、今現状、私のわかる範囲内ですが、交付税につきましても、今、大ざっぱな形、10万人人口の規模の中で、消防のほうの団員報酬とかいろいろ整備する中で、交付税対象になってるのが10万人規模で600人弱ぐらいの団員数で、それに見合うものが交付税算入されてくると。

それが南あわじ市につきましては、数字はちょっとあれなんですけど、300万ちょっとぐらいの団員数で交付税算入されるという、今度、合併のほうで10年を過ぎれば、その交付税算入も、その率というのか、入ってくる交付税もだんだん、27年度から下がってくるということで、なかなか収支バランスが難しい部分もございまして、それが合併前から含めて、相互扶助というような形の中でしていきながら、できるだけ市のほうもその負担を少なくしようという努力はしてるんですが、まだどうしても、一部そういうような形の中で、地域の方々にも負担いただいた中で整備をしているというのが現状で、その部分については、できるだけこういう負担を少なくできればなとは思っているんですが、なかなか現実、そこまで行ってないというのが現状なので、御理解をいただきたいと思えます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは当然、財務部にお尋ねすんねけど、一般財源として地方交付税で消防の予算というのは一人頭、人口1人に対して1万数百円、数千円。それと団員、先ほど防災課長が言うような交付税算入されとるわけですから。その中で、市町村も消防の責任は全部賄いなさいよと。

その中で、市町村で格差があったらあかんさかいに、消防力の整備指針というやつで、こういう人口、こういう出火率、人口10万人で建物火災が何件というようなことで、消防車両の配置台数、距離的なもので決まってくるわけですね。私は、この今の南あわじ市の消防団の組織全体が、常備消防できるまでの前の体制をずっと引きずるとと。

そやから、消防団の口数にしたって、これはもう、消防力の整備指針の数倍以上のそういうふうなポンプを持っとんねん。これを維持管理、団員は私は2,000人おるとするのは、非常に心強いんですね。今、大規模災害等々で消防団、水防活動やったり、地震のときの。そやけど、この辺は、私は見直して、消防力のある程度、消防団の機構改革をして、やっぱり集約化して行って、やはりそういうふうな地元負担が要らないようなしっかりとした消防の器具庫であったり、ポンプ自動車であったり、それに見合うような高度の消防車両を導入して行って、そういう機構改革をしつつ、なおかつ、地元の負担の経費がかからんようにやっていかなんたら、とてもでないけど、将来の消防の一般財源で交付税算入されよる財源だけでは賄い切れらんと。このまま、いつまでもこういうふうな組織として消防自動車を各地区に、集落に配置していつとるような状況では、これはもうとてもじゃないけど、交付税算入されよる財源では、これはとてもじゃないけど賄えらんと。

そやから、消防団員のある程度報酬にしたって、若干厳しいような状況でやっていただきよるような状況になつとるので、このあたりを今後しっかりと見据えた上でやっていかんと、これ、あなた方言いよるけど、行政というのはやっぱり法令遵守でないけど、

そのあたりがどうも私は納得できらるので、その辺、ちょっと何かええ方法、ございませんか。

○原口育大委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 消防のことについても、非常に重要なことでもございますので、1回、ちょっと検討させてもらえますか。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 副市長がそう言ってくれたら、副市長の答弁で十分満足です。今せえったって、そりゃでけへん。やけど、今まで言いよったような、そういう認識は持ってください。あくまでも市町村の消防というのは、費用は市町村がすんねん。一般財源として交付税で算入されんねん。消防力の整備指針というやつも決まっとって、それよりか低かったらあかんけど、その一定のレベルの消防のポンプ台数あったよって、その辺の機構改革をしていかなんだら、将来的な消防の財源というのは非常に厳しいものになってくるさかいに、それだけ念頭に置いて、今後、検討するや言うさかい、これで終わります。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 谷口委員の言うてるやつ、これ、いわゆる常備消防のことかと思うたりもするのやけども、消防団とはまた別個の切り離れたやつではないのかなと思うのやけども、そこらの認識はどうなんですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 詳しいことはあれなんですが、今、広域消防が3市できております。その3市の常備消防も含めた中で、その配備の車とかいう部分については、ある程度規定になってくるのかなという認識でおります。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今、そういうことなんで、どうも論定が僕ら、余り理解できへん部分があって、そやから、本来は、僕は消防団はなくても、常備消防で全部やれば一番いい話

なんよね。そやから、そこらのいわゆる交通整理、もう一回、調べていただきたいなと思います。だから、これ、賛否しづらいなところがあるんですよ。

終わっておきます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 では、質疑がございませんので、質疑を終結します。

委員間討議もございませんか。

北村委員。

○北村利夫委員 今、谷口委員のほうから、非常備も常備も、消防法に関しても一緒やということなんやけども、それはもうちゃんと文書化されとるわけですか。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 常備消防のほうは、もちろんそういうふうな交付税算入されとる財源で、市のほうから支出していただいてやっとなと。常備だけでは、とてもじゃないけど補完できてないんですわね、消防の地区ごとには。常備のほうは、消防団があるさかいに、救急優先ということで、救急業務のほうを主にやっとなと。そやけど、消防団のやっぱり維持管理にしたって、費用はやっぱり市がそれなりのしっかりとした財源で運用せなんだらいかんと。

そやけど、昔の地区ごとにあつたさかいに、消防力の整備指針を上回るとるような状況で、うちにも置いてくれいうて、昔のような常備消防がないときには、ほんまに各地区ごとに、うちにも置いてということやってきた段階で、地元負担というようなことが。これが慣例としてずっと今現在、残っておると、私はそういう理解をしとるんです。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そやから、常備消防については、今の初期消防、初期消火が一つのメーンになってるはずなんやけども、ただ、さっき10万人に一つと言うた、最近では30万人というふうな言い方されよんのやな。そやから、そこらでもやっぱり交付税算入の金額も変わってきよるやろうと思うんで、そこらの中で。

そやから、一番ええのは、もう何回も、僕がずっと議員になったころから思うとるんや

けども、常備消防の整備、それをすることによって、だんだん高齢化してきて、地域で消防団員を集めるのも大変な状況になってきよる、そやから、そういうことも含めた中で、費用の。ただ、よう言われるのは、行って言われるのは、いや、いわゆる常備消防やったら、市の負担が物すごくふえますよというて、まず脅しが入るわけや。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 当初、やっぱり大規模災害に対応するためには、弱小の市町村ではあかん。北村委員が言いよったように、30万人規模で再編しなさいという国の、上から来てるんやけど、淡路もどうじゃこうじゃと、明石と。けどやっぱり、当初というか、離島なんで、やっぱり淡路は淡路で。全国的には再編が進んでいった上で、緊急援助隊とかいうような組織もできるようになってきとると。淡路はその当時、そういう話もあってんけど、やっぱり神戸市さんにしたって、やっぱり離島やし、30万規模というのは見合わんということで、淡路単独で行とると。そういうような状況下にあるわけですな。

淡路の場合は、今言ったように、消防団がある程度、都市部と違って充実しとると。淡路のほうはどっちかというたら救急のほうの、常備のほうは救急を重点的にやる方向で、市長会というか、議会の中で、救急のほうを各所に配置したようなやつで、あくまでもそういう救急業務を主たる業務として今、やとるのが現状なんです。

ほんで、消防の口数というのは、今言った市で、淡路はもう突出しとんねん。消防団も2,000人いうたら、なかなかこれはもう、今、昔、過去、200万人おった団員が今も80万台になってきて、もう団員が減少しよるのやけど、淡路の場合はやっぱりそれなりの、郷土愛の精神があるもんやさかいに。私は、団員を減らせというのと違うねん。けど、あくまでも、自動車を集約化して、器具庫を集約して、コンパクトにやっていっていく方向性に、ある程度市として方向性を見出していただいて、地元負担が要らんような方向で、とにかくやって。私の言いたいことはそういうことです。

終わります。

○原口育大委員長 ほかに委員間討議、御意見ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 消防団というのは、非常に自治的な、地域の自治的、自主的な側面というのが結構あるかなと。その地域の実情に応じて、いろいろ柔軟なものもあるし、どうしても隣の地区に消防車がええのができたら、うちも欲しいみたいな形で成り立ってる部分もあるかなと。そういう、非常に地域の初期指導、特に私どもの地域であれば水防、消防団というのはむしろ水防団みたいな感じで、消防の出動には余りこだわらんけれども、

水防に対してはうるさいみたいなの、そんなところもあって、いろいろ今後の課題が多いかなというふうに思います。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 では、お諮りします。

議案第39号、財産の譲与について(津井消防センター)ないし議案第46号、財産の譲与について(沼島コミュニティ消防センター)、以上8件について、一括して採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

これより採決を行います。

議案第39号、財産の譲与について(津井消防センター)ないし議案第46号、財産の譲与について(沼島コミュニティ消防センター)、以上8件について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第39号ないし議案第46号について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(32) 議案第4号 南あわじ市コミュニティ消防センター条例を廃止する条例制定について

○原口育大委員長 それでは、次に、議案第4号、ただいま採決いただきました南あわじ市コミュニティ消防センター条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
委員間討議もございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、終結します。
それでは、これより採決を行います。
議案第4号、南あわじ市コミュニティ消防センター条例を廃止する条例制定について、
原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。
よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(33) 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について（新コミュニティセンター）

○原口育大委員長 次に、議案第50号、公の施設の指定管理者の指定について（新コミュニティセンター）を議題とします。
これより、質疑を行います。
ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 委員間討議もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 では、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、採決を行います。
議案第50号、公の施設の指定管理者の指定について（新コミュニティセンター）につ

いて、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(34) 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター潮美台会館）

○原口育大委員長 次に、議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター潮美台会館）を議題とします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

委員間討議もないようですので、終結します。

採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 採決を行います。

議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター潮美台会館）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(35) 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について（弘川集落センター）

○原口育大委員長 次に、議案第52号、公の施設の指定管理者の指定について（弘川集落センター）を議題とします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ごさいませんで、質疑を終結します。
 委員間討議もごさいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ごさいませんで、終結します。
 採決を行いたいと思ひますが、異議ごさいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 異議があらひませんで、採決を行ひます。
 議案第52号、公の施設の指定管理者の指定について(弘川集落センター)を原案のと
 おり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。
 よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(36) 議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について(かるも集会所)

○原口育大委員長 次に、議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について(かる
 も集会所)を議題とします。
 質疑ごさいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 質疑がごさいませんで、質疑を終結します。
 委員間討議ごさいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ございませんので、委員間討議を終結します。
採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 ありませんので、採決を行います。
議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について（かるも集会所）を原案のとおり可決すべきものと決定することについて賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。
よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(37) 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について（湊防災センター）

○原口育大委員長 次に、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（湊防災センター）を議題とします。
質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これはずっと疑問に思っただけなんですけれども、この湊防災センターの立地場所から見て、また、ふだん使われている状況から見て、防災センターという役割は、そこで果たせるのには非常に無理があるというふうに思っておるわけなんです。そのあたり、どのようにお考えですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） これも建設当時の話になるかと思うんですが、合併前の話になるんですが、防災的な部分もあるんですけど、そのときの建設当時については、地元の集会的なものも含めて建設になってきたというふうに聞いております。ですから、手法として防災センターの整備の事業にのせたということが一番大きいのかなと思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 御存じの方は御存じだろうと思うんですね。西淡地域、湊地域の人はよく場所をわかっている、しかし、その地域以外の方々から見たときに、海岸、海の端で、そんなところに、低地にあつて、大雨や大風のときに逃げ込むような施設では到底ない。どない考えても、そんなものにふさわしくない。それで、この対象施設一覧の議案の資料を見ましても、補助事業名が不明と、何のために建てた、どんな事業でやったのかが、いまや証拠も何もないと。こんな施設をこういう形で継続して行うということは、やっぱりおかしいと、はっきり言って。このあたりについては、やっぱり、建前的にはそうであるのかもわからないけれども、本当にどのように使っていくのかということ、もう一回見直していく必要があると。

それと、例えば地域コミュニティということでも、高齢者の方が、特に湊地域の人は、車に乗れない方が多いです。その方々が、そこまで歩いて行くのかと。もっと歩いて行けるとところに地域コミュニティセンターみたいなものが必要だと私は、逆に思うんですよ。歩いて行けるとところに。現状を見たら、百歳いきいき体操みたいなことを、あそこの防災センターでやるかというたら、賛成する人はいないと思いますよ。地域百歳体操、いきいき体操ね。むしろそれよりも、今の湊活性化センターでやるほうが良いというような声のほうが強いと思います。なぜかと言うたら、歩いて行けないからなんですよ。

だから、そういうことをよく考えて、湊の地域の方々ともよく相談をして、地域コミュニティ醸成のための組織も必要だろうし、しかし、こんな建物、それは壊すわけにはいかへん。どないしたら一番有効活用できるかということをしつかりと議論して、ここではこういう契約にしてみても、早急にこれは変えるべきやというふうに思うとるんですよ。その点、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） この湊防災センターにつきましては、委員さんが言われているような使い方の部分で、現状、使ってるのはいろいろというか、教室に使ってるとか、西地区の自治会が役員会等で使ってるとかいう部分で、あと、夏場については子ども会とか、そういう団体の使用ということも十分されております。ただ、そういう防災センターという名目がいいのかどうかという部分のことやと思うんですけど、そこについては、今現在、指定管理を、湊地区の自治会のほうに指定管理をしております。その中で、湊地域にとってその施設の使い方等についても、いろいろ話をしていってほしいということで、そういうことは話をしておりますので、今後またそういう案が出てくるのかなとは思っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、ここに、湊活性化センターの話は出てこないんだけど、湊活性化センターの使い方と、湊防災センターの使い方とセットで、できたら議論してほしいと思うんです。どちらか一方じゃ、どちらも地域住民にとっては利活用できる施設であるんで、両方とも機能分化なり、お互いに使い道を、用途をいろいろ検討しながら、よりよいものに考えていただきたいと、こういう思いなんです。そういう余地はありますか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 湊活性化センターのほうについては、ちょっと所管が違うので、その部分については委員の御意見ということで、担当課のほうへはつないでまいります。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 この湊のやつで、私はどうもこの施設の修繕費にこだわんねけど、市と協議して定めるものとするやけど、市と協議して定めるものという条文があるところとないところとあんねけど、市と協議したら、これ、今言った修繕費の10万円まではあそこで直せ、10万円以上だったら半分補助したるやいう、何かこういう決めはあるんですか。この協定書の中の7条を見ていただいたら、施設の修繕等のところに、市と指定管理者が協議の上定めるものとするという文言があるところと、他のところだったら、全て指定管理者の負担とするという文言があんねけど。この文言だけ、私はどうも、ちょっとひっかかんのやけど、市と管理者と協議の上定めんねけど、この定め、10万円以内だったら指定管理者のところで直せとか、10万円以上だったら2分の1はうちが持ちますよとか、そんな何か決めはあるんですか、この文言の中には。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 文言の中にはそういう、金額でこうやという部分についてはしておりません。その時々協議という中で動いていくということです。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結局、指定管理者と協議して、ケース・バイ・ケースにおいて、この修繕だったら市が全額負担とか、そういうふうな方向もあり得るということなんですか。

○原口育大委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） そうです。その状況にもよってきますけれど、その部分については、若干あります。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この辺が、私、ほんまに気になんねん。片一方のところでは市と協議した上で修繕したると、ほんなら、片一方のところは指定管理者の負担においてやれと、便所がめげた、どこがめげたいうたって、協議、この文言が、取り払うんだったら取り払う、統一するんだったら統一したってもらわんだらいかんと思うのやけん。これもう本会議で言うたから構わんのやけん。それだけ、決め手があるのかなと聞いただけや。ないんやね。

終わります。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がございませぬので、質疑を終結します。
委員間討議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 ございませぬので、委員間討議を終結します。
これより採決を行いたいと思ひますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 では、採決を行います。

議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（湊防災センター）について、原

案のとおり可決すべきものと決定することについて賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○原口育大委員長 挙手多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

先ほどの防災課長の発言のうち、不相当と思われる語句があったように思いますので、後刻調査の上、委員長においてしかるべき措置を行います。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。

2月5日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、長時間にわたりまして、慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、総務建設常任委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(閉会 午後 2時00分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年 1月27日

南あわじ市議会総務建設常任委員会

委員長 原 口 育 大